

平成20年12月18日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

公共事業等審査会
会長 朝日 稔



公共事業等審査会の審査結果について

公共事業等審査会（以下「本審査会」という。）は、兵庫県知事から、平成20年10月17日に審査依頼を受けた兵庫県の投資事業評価要綱第2条第1号の新規事業に係る審議案件1件及び同第2条第2号の継続事業に係る審議案件31件の合わせて32件について、慎重に審議を行った。

その結果、新規事業1件については「新規着手」することが妥当、継続事業31件については「継続」することが妥当と判断した。

事業の実施にあたっては、下記の審査結果並びに審査時の意見を十分に尊重するとともに、新行財政構造改革を進めるなか、中長期的な地域計画との整合性等の観点から事業の優先度を見極めながら、これまで以上に効果的で効率的な公共事業の推進に努められたい。

なお、長期間にわたる事業については、当面10年程度の整備目標を明確化し、その達成に向け事業推進するとともに、早期の整備効果の発現に努められたい。

また、本年度から、今後の事業実施等に活かすため、「公共事業等事後評価取扱要領」を定めて事後評価を実施することとなり、代表箇所4件についての評価結果の報告を受けたので、これらに対する本審査会の意見も併せて記する。

記

Ⅰ 個別案件の審査結果について

【新規事業】

1 市街地再開発事業

(1) 三田駅前Bブロック地区 （三田市）

三田駅前地区は、三田市の中心市街地であるが、老朽化した商業施設や木造住宅が密集し、商業・業務機能が衰退傾向にあったため、A、B、C、Dの4ブロックに分け段階的に整備することとした。先行的に実施してきたA、Dブロック地区は既に完了しており、残るB、Cブロック地区のうち、再開発準備組合が設立されるなど事業着手の準備が整ったBブロック地区を事業化するものである。

事業により、住宅及び商業業務ビルの建設、都市計画道路の整備を行い、その結果、

不燃化による地区の防災性向上、定住人口の増加による賑わいの創出、道路整備による駅前交通の円滑化などの効果により、中心市街地の活性化が見込まれることから、事業着手は妥当である。

なお、事業の実施にあたっては、その時点の社会経済情勢等を踏まえ、地域の実情に即した計画となるよう十分に検討されたい。

【継続事業】

1 道路事業

- (1) 一般国道427号曾我井バイパス (多可町)
- (2) 主要地方道有馬山口線 (西宮市)
- (3) 主要地方道高砂北条線 (加古川市)
- (4) 主要地方道春日栗柄線 (丹波市)

これらの事業は、交通容量不足、幅員狭小、線形不良などに起因する交通混雑、交通事故の多発等の課題解決のため実施しているバイパス整備または拡幅による道路改良事業である。

いずれの道路も、これらの課題は未だ解消されておらず、事業実施の必要性は依然として高い。また、事業の実施により交通の円滑化、交通安全性の向上等の直接的な効果に加え、地域間交流の促進、産業振興など地域の活性化も見込まれることから、事業継続は妥当である。

2 街路事業

- (5) 都市計画道路尼崎宝塚線(元浜・大浜) (尼崎市)
- (6) 都市計画道路伊丹飛行場線(昆陽東) (伊丹市)

これらの事業は、市街地における交通の円滑化、安全性の向上及び広域的な幹線道路ネットワークの形成等のため、現道を4車線に拡幅する街路整備事業である。

いずれの道路も、慢性的な交通渋滞や交通事故の多発等の課題は未だ解消されておらず、事業実施の必要性は依然として高い。また、事業の実施によりこれらの課題解消はもとより、都市軸の形成による都市機能の向上、道路植栽や電線類の地中化等による快適な都市空間の形成などが見込まれ、かつ、いずれの事業も用地買収の進捗が8割を超えるなど順調に進んでいることから、事業継続は妥当である。

3 連続立体交差事業

- (7) 山陽電鉄本線(明石市内) (明石市)
- (8) JR山陽本線等 (姫路市)

これらの事業は、中心市街地において、一定の区間の鉄道を高架化することにより踏切を除却し、あわせて交差道路の整備や高架側道の整備を行うことにより、都市交通の円滑化と踏切事故の解消、また関連する市街地整備事業等と一体となって中心駅周辺市街地の活性化を図るものである。

いずれの事業も十分な効果が見込まれ、JR山陽本線等については、平成20年12月に鉄道の高架切替が完了し、残す事業はわずかとなっており、また、山陽電鉄本線についても平成20年9月に保守基地移転工事が完了するなど順調に進んでいることから、事業継続は妥当である。

4 公園事業

(9) あわじ石の寝屋緑地 (淡路市)

当該事業は、淡路島北端の丘陵地の良好な自然環境を活かした都市公園であり、明石海峡大橋周辺の無秩序な開発から緑地を保全するとともに、県民の健康増進や環境学習の場の提供など緑地の利活用を図るものである。

事業の実施により、自然環境と緑豊かな景観の保全、地域の魅力向上などの効果が見込まれるとともに、現況地形の改変を極力抑え、計画を見直して園路等の最小限の基盤整備とするなど、事業費の縮減にも努めており、事業継続は妥当である。

なお、事業効果の発現のためには、良好な自然樹林の保全が必要であり、県による管理に加え、淡路景観園芸学校等との連携や地域に根ざした県民参加プログラムなどにより、参画と協働による管理運営が可能となるよう、事業期間中から活動の定着を図られたい。

また、すでに全体事業費の約6割の投資を行っていることから、開園前から県民参画を通して部分的、段階的な利用を図るとともに、国営明石海峡公園や淡路島公園等の近接公園との共同イベントの開催など、利用者を増やすための工夫についても検討を進められたい。

5 土地区画整理事業

(10) 英賀保駅周辺土地区画整理事業 (姫路市)

当該事業は、姫路市のJR英賀保駅周辺において、健全な市街地の形成を図る観点から、都市計画道路や駅前広場、近隣公園等の基盤整備を行うものである。

事業の実施により、都市計画道路荒川線とJR山陽本線との立体交差化による渋滞緩和、踏切事故の解消、駅北側からの駅へのアクセス機能の向上などに加え、土地の有効利用などの効果が見込まれることから、事業継続は妥当である。

6 下水道事業

(11) 猪名川流域下水道 (伊丹市、尼崎市、川西市、宝塚市、猪名川町)

(12) 武庫川上流流域下水道 (神戸市、西宮市、三田市)

(13) 武庫川下流流域下水道 (尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市)

(14) 加古川上流流域下水道 (西脇市、加東市、小野市、加西市、神戸市、三木市)

(15) 加古川下流流域下水道 (加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)

(16) 揖保川流域下水道 (姫路市、たつの市、宍粟市、太子町)

これらの事業は、2以上の市町の流域関連公共下水道を受け、終末処理を行う流域下水道事業であり、都市の生活環境の改善、雨水排除による浸水被害の防止、公共用水域の水質改善とともに、関連する市町の下水道整備の効率化を図るものである。

兵庫県下水道普及率は90.2%と全国高位の水準にあるものの、高度処理化や合流式下水道の改善(滞水池や関連市町の雨水貯留管の設置など)による公共用水域の水質改善目標の達成、今後見込まれる流入水量の増加への対応、供用済み施設の計画的な改築、更新など、事業実施の必要性は依然として高い。また、処理人口・汚水量の見直しに応じて施設計画を変更し、全体事業費を大幅に縮減するなど、適切に全体計画を変更しており、事業継続は妥当である。

なお、いずれの事業も事業期間が長期にわたることから、まずは、今後10年間の整備目標の実現に向け、関連市町と連携してより効率的、効果的な整備に努められたい。

7 農道整備事業

(17) 南淡路地区（洲本市～南あわじ市）

当該事業は、南あわじ市と洲本市を広域的に結ぶ基幹農道の整備事業であり、農畜産物輸送の合理化を図るものである。

事業の実施により、京阪神等の農畜産物の大消費地への安定供給や堆肥等の有機質資源の活用による環境創造型農業促進などの効果が見込まれ、また、国道28号を補完する生活道路や災害時の緊急輸送路としての役割も期待できる。供用済み区間が不連続な現状では十分な効果が発揮されず、全線の完成が必要であることから、事業継続は妥当である。

8 林道整備事業

(18) 須留ヶ峰線森林基幹道整備（養父市～朝来市）

(19) 池ノ尾線森林基幹道整備（新温泉町）

(20) 千町・段ヶ峰線森林基幹道整備（神河町～宍粟市）

(21) 八木谷・大谷線過疎代行林道整備（養父市）

(22) 粟鹿山線過疎代行林道整備（朝来市）

これらの事業は、県産木材を供給する森林内の骨格となる森林基幹道、森林管理道の整備事業である。

事業の実施により、伐採した木材の輸送効率化による林業の生産性向上、未利用の森林資源の有効活用のほか、水源かん養、山地保全、環境保全等、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るものである。供用済み区間が不連続な現状では十分な効果が発揮されず、全線の完成が必要であることから、事業継続は妥当である。

なお、今後は諸外国の輸出規制等による輸入木材の供給が逼迫することも予測されることから、平成20年度から着手している県産木材供給センターの整備や林道の整備にあわせて、低コスト経営団地化の推進、施業プランナー等専門的知識をもった人材の養成、県産木材需要への関心の喚起等のソフト施策についても十分な取り組みがなされることを期待する。

9 河川事業

(23) 一級河川淀川水系 猪名川（川西市）

(24) 一級河川淀川水系 一庫大路次川（川西市）

(25) 二級河川夢前川水系 水尾川（姫路市）

(26) 二級河川富島川水系 富島川（たつの市）

(27) 二級河川大津川水系 大津川（赤穂市）

(28) 二級河川夢前川水系 夢前川（姫路市）

(29) 二級河川法華山谷川水系 法華山谷川（高砂市）

これらの事業は、過去の大きな洪水、高潮による浸水被害等に対応した治水安全度の確保を目標に河川改修、高潮護岸の整備を行うものである。

いずれの事業も未だ目標とする治水安全度を確保できておらず、引き続き地域住民の生命と財産を守り、安全・安心な生活環境を確保するために必要であることから、事業継続は妥当である。

なお、完成予定が平成30年度以降となるなど事業期間が長期にわたる事業については、過去の被害実績、流域の土地利用等を勘案し、当面、今後10年間の整備目標を設定するなど、部分的、段階的にでも整備効果が発揮できるよう、より効率的、効果的な整備に努められたい。

10 ダム事業

(30) 与布土生活貯水池建設事業（朝来市）

(31) 西紀生活貯水池建設事業（篠山市）

これらの事業は、下流域の洪水被害の防除、既得取水の安定化及び地元市に対する水道用水の確保を目的とする生活貯水池の建設事業である。

事業の実施により、上記の治水、利水等の効果に加え、維持流量の確保による河川環境の保全等の効果も見込まれる。また、いずれも用地買収が既に完了し、付替道路工事を進めているなど本体工事着工の準備が整っており、かつ、地元市の水道事業としても安定した水道水源確保のため必要性は依然として高いことから、事業継続は妥当である。

II 事後評価の報告について

事業効果や特徴的な取り組み結果の検証を通じて得られる知見や教訓等を今後の事業計画、実施等に活かすため、直接的な効果に加え、地域への波及効果等を検証する視点から選定された4件について、事後評価の結果の報告を受けた。以下に本審査会の意見を付記する。

なお、今後の事後評価の充実を図るため、対象となる事業については、事業着手段階から評価の視点に応じて必要となる各種データ、写真等の収集、蓄積に努められたい。

(1) 道路事業 一般県道周世尾崎線（赤穂市）

当該事業は、国道250号、都市計画道路新田坂越線等とともに赤穂市の骨格を形成する道路であり、中心市街地内の通過交通の分散、赤穂市臨海部へのアクセス性の向上等を目的とし、市施行の都市計画道路東浜環状線と一体的に整備を行い、平成18年度に完成したものである。

今回の検証では、移動距離・時間の短縮、中心市街地内を通過する国道250号の交通負荷軽減等の効果とともに、赤穂市の観光活性化、地域住民の利便性向上等、市のまちづくりへの波及効果も確認できた。それは、県と市が地域の将来像を共有しつつ、役割分担をしながら一体的に整備に取り組んだことによるものと考えられる。

検証により、都市の骨格となる新たな道路ネットワークを形成する道路の計画・整備では、市町のもつ地域計画との整合、市町との連携・協力がまちづくりを効率的に支援することが再認識され、今後の同種の事業においても、地域全体の将来像を見据えて、地元市町と十分な連携のもとに計画を策定し、適時に事業を行っていく必要がある。

なお、国道250号坂越橋周辺の渋滞は解消には至っておらず、現在事業中の国道250号坂越道路の整備を促進し、交通環境の更なる改善に努められたい。

(2) 港湾事業 尼崎西宮芦屋港尼崎地区（尼崎市）

当該事業は、尼崎西宮芦屋港尼崎地区の公共岸壁及びふ頭用地の整備事業であり、既存の内貿ふ頭の再編、集約による地区全体の物流効率化と背後圏域である阪神地域の活性化を目的として昭和62年に着手し、平成15年度に完成したものである。

事業着手後の情勢変化に対応して、岸壁での取扱貨物を砂利・砂等のバラ貨物から金属機械工業品等の一般貨物へ変更した結果、当初計画に比べても十分な取扱貨物の実績を上げていることが確認できた。

一方で、検証結果から、社会経済情勢の変動が激しい中での正確な将来貨物需要予測の難しさが再認識されたため、今後の社会経済情勢の動向や産業構造の変化に十分留意し、企業へのアンケートやポートセールス等、継続的に情報収集を行い、物流や産業の要請に即応できる港湾の利用及び整備計画を策定するなど、適時適切な対応がとれるようにしていく必要がある。

さらに、今後の港湾整備においては、これまで以上に新規整備箇所を厳選するとともに、利用確度が高い施設については、集中投資によるスピードアップを図っていく必要がある。

なお、今回の結果では、尼崎地区の海上輸送拠点としての更なる発展の可能性も示されたことから、今後は、隣接するふ頭の活用も図りながら、背後のフェニックス事業用地（東海岸町沖地区）への企業誘致を促進し、地域の更なる活性化につながるよう努められたい。

(3) 公園事業 播磨中央公園 (加東市)

本公園は、播磨地域を中心とする広域レクリエーション需要に対応する広域公園であり、豊かな自然環境の中に修景施設、運動施設をはじめ各種の公園施設を整備し、散策、遊戯、スポーツなど広域レクリエーションの場を提供することを目的に整備され、平成16年度に第1期事業（181.7ha）が完成したものである。

本公園の利用状況等から、広域的な利用の定着、自然散策、スポーツ、地域住民の交流等多様なニーズに対応した広域公園としての機能発揮、観光振興等地域活性化への波及効果などが確認できた。

一方で、管理運営面においては、有馬富士公園等で見られるような住民の参画と協働による活動の定着には至っておらず、事業実施段階から県民の声の反映と開園後の参画と協働を促す仕組みの確立が重要であることが明らかになった。

これらの結果を踏まえ、今後の公園事業の実施にあたっては、初期の段階から、公園計画・運営協議会を設置するなど、県民の声を反映した公園整備を進めるとともに、開園後は、これらの協議会の活動支援や様々な活動団体の受け入れ、公園サポーターの養成など、県民とともに育てる魅力ある公園づくりを進めていく必要がある。

なお、最初に部分開園した時点から既に30年が経過しており、公園施設の安全点検を強化するなど、維持修繕に努められたい。あわせて、自然環境の保全、創出のほか、小中学校等と連携した環境学習の場としての活用など時代の変化に対応できる公園づくりを期待する。

また、県民への周知と広域からの利用促進に向けて、マスメディアを通じた積極的な広報活動にも努められたい。

(4) ほ場整備事業 西畑・深谷地区 (神戸市)

当該事業は、神戸市北区でのほ場整備事業及びかんがい排水事業であり、狭小、不整形な山間棚田の区画形状の改善や地形の安定化、用排水路や農道等の整備により農業経営の安定化を図ることを目的として実施され、平成14年度に完成した。

事業の実施により、機械の大型化に伴う労務時間短縮、水路等の維持管理に係る賦役時間の減少など効率的な営農が確認できた。なお、作付については計画面積を下回っているが、現在、不作付地は営農組合等により適切に保全管理されており、計画していた飼料作物に変えて野菜等の新規作物の導入を検討している。

検証により、ほ場整備事業の実施を契機とし、営農組合への農地集積が進み効率的な営農が実施されていることが確認されたことから、今後も、農村の過疎・高齢化が進む中、関係地区の将来の営農計画を踏まえ、営農組合や担い手へ農地集積を進めるよう受益者に説明・合意を得ていく必要がある。また、今後の農作物の作付計画策定あたっては、今まで以上に地元農家をはじめ、農業改良普及センター、市町、JA等関係機関と十分連携していく必要がある。